

西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立郷土資料館条例（昭和59年西宮市条例第17号。以下「条例」という。）及び西宮市立郷土資料館条例施行規則（令和3年西宮市規則第63号。以下「規則」という。）に基づき、西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）を社会教育施設として広く市民の利用に供するために必要な事項を定める。

(和紙実習)

第2条 条例第5条（6）に規定する和紙実習とは、名塩紙等和紙の体験学習として学習館員等の指導により行う、和紙の抄紙等をいう。

(推進委員会)

第3条 市は、学習館の和紙実習及び名塩和紙に関する学習を円滑に行うため、西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館紙すき推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置き、学習館の管理運営業務の一部を委託する。

(推進委員会規約)

第4条 推進委員会は、次に掲げる項目について規約を定め、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業内容
- (2) 役員等に関する事
- (3) 指導員、準指導員及び助手に関する事
- (4) 推進委員会の会議運営に関する事
- (5) 会計及び監査に関する事
- (6) 規約の改正に関する事
- (7) その他細目に関する事

(和紙実習の指導等)

第5条 推進委員会は、和紙実習を円滑に行うため、指導員等の適切な配置について市と調整するものとする。

2 前項により、推進委員会が実習指導等を行ったときは、市長は推進委員会委員長の報告に基づき、指導員、準指導員及び助手に対して報償費を翌月に支払う。

(受講申込の時期等)

第6条 和紙実習受講申込は、受講しようとする日の1月前までに行うものとする。

(実習費の納付)

第7条 条例第7条の規定による実習費は、市が指定する金融機関で、和紙実習受講日の10日前までに納付するものとする。

2 受講者は、受講当日に納付を証する書類又はその写しを学習館窓口で提示しなければならない。

3 一旦納付した実習費は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その一部又は全額を返還することができる。

(実習費の減額または免除の率)

第8条 規則第4条第2項により実習費の減免申請があった場合には、以下の区分及び率により行う。

- (1)西宮市、西宮市教育委員会又は推進委員会が主催又は共催する和紙実習 10割
- (2)保育所、認定こども園及び市外の学校教育法で規定する学校(但し、大学は除く)が学習活動の一環として行う和紙実習 10割
- (3)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者が半数以上を占める団体の和紙実習 10割
- (4)地域学習を目的とした児童・生徒の半数以上を占める団体が行う和紙実習 5割
- (5)その他市長が特別の理由があると認めた和紙実習 市長が相当と認める率

(実習費の減免申請)

第9条 規則第4条第2項の規定による実習費の減免申請は、和紙実習受講申込書兼実習費減免申請書(別記様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、実習費の減免申請を承認したときは、実習費納付額等通知書(別記様式第2号)を交付する。

(実習費の返還と還付)

第10条 本要綱第7条第3項による実習費の返還は、次の各号に掲げる区分及び率による。

- (1)受講者の責に帰することができない理由により受講できなくなったとき 10割
- (2)その他市長が特別の理由があると認めたとき 市長が相当と認める率

(実習費の還付申請)

第11条 実習費の還付を受けようとする者は、実習費還付申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行についての必要な事項は、市長が定める。

付則

この要綱は、令和3年4月1日に施行する。